

平成29年白老町議会議案説明会会議録

平成29年12月 8日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時14分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田和子君 | 2番 | 小西秀延君 |
| 3番 | 吉谷一孝君 | 4番 | 広地紀彰君 |
| 5番 | 吉田和子君 | 6番 | 氏家裕治君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 及川保君 | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 14番 山本浩平君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|--------|
| 総務課長 | 岡村幸男君 |
| 財政課長 | 大黒克己君 |
| 企画課長 | 高尾利弘君 |
| 象徴空間整備統括監 | 笠巻周一郎君 |
| 経済振興課長 | 森玉樹君 |
| 農林水産課長 | 本間力君 |
| 生活環境課長 | 山本康正君 |
| 税務課長 | 久保雅計君 |
| 町民課長 | 畑田正明君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課長 | 田尻康子君 |

建設課長	小関雄司君
上下水道課長	工藤智寿君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
町立病院事務長	野宮淳史君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君
経済振興課港湾室長	藤澤文一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○副議長（前田博之君） これより定例会12月会議に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○副議長（前田博之君） 山本議長は所要により欠席ということですので、副議長が議事進行させていただきます。

定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算4件、条例の一部改正4件、工事請負契約1件、合わせて9件であります。

順次議案の説明をいただきます。

日程第1、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,273万7,000円を追加するもので、総額は102億8,277万3,000円となります。そのほか第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の追加がございます。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。これにつきましては、食育防災センターの委託業務でございます。平成29年度で終了することから今後3年間の期間で債務負担行為を補正するものであります。平成30年度から平成32年度の3年間について委託事業者の選定を行うものでございますが、プロポーザル方式により今年度中に選定したいというふうに考えております。限度額につきましては3年間で1億4,400万円ということで、前回の平成27年度から平成29年度までと比較して1,872万5,000円の増というところでございます。

続きまして、「第3表 地方債補正」でございます。今回2つの起債について追加ということでございます。内容につきましては歳出のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。14、15ページお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、議員報酬等35万4,000円の計上でございます。こののち議案第5号から第7号の平成29年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正の説明の中で勧告の内容につきましては説明いたしますが、議案第7号で提案いたします議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.1か月分の引き上げを行うため不足分を補正するものでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、（1）情報化推進経費379万2,000円の計上でございます。備品購入費でございますが、平成28年度に更新した情報システム用パソコ

ン55台などの購入にかかる北海道市町村備荒資金の償還金でございまして、当初予算での計上漏れがあったことから、このたび計上するものでございます。財源は一般財源であります。

次に（２）番号制度導入事業276万1,000円の計上でございます。このたびの補正予算はマイナンバーカード等の充実にかかるシステム等の改修であります。内容といたしましてはマイナンバーカードへの旧姓併記を可能にするための改修となります。財源は全額国庫支出金の番号制度補助金を充当いたします。

次に９目企画調整費、（１）地域おこし協力隊活用事業、1,298万6,000円の減額補正でございます。当初予算におきまして、地域おこし協力隊の継続隊員４名のほか、新規隊員４名分にかかる報酬を計上しておりましたが、継続隊員１名の退任と新規隊員１名の採用となったことから、４名分にかかる経費をそれぞれ減額するものでございます。財源は一般財源の減額となります。

次のページであります。４項選挙費、３目胆振海区漁業調整委員会委員選挙費、（１）胆振海区漁業調整委員会委員選挙経費、68万7,000円の計上であります。このたび海区漁業調整委員が12月１日付で辞任になり、委員会委員の補欠選挙を12月27日に行う予定で準備を進めており、当該選挙にかかる委員等報酬などの経費を計上するものであります。財源は道の選挙事務委託金が全額充てられます。

次のページでございます。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、（１）臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）75万円の計上であります。本事業は非課税世帯を対象とした支給対象者１名につき1万5,000円を支給する国の給付事業で、平成28年度の繰り越し事業であり、平成29年度の３号補正により4,300人と見込んだところであります。現在4,343人の申請が終了しており、不足見込みの50人分、75万円を増額補正するものであります。財源は全額国庫補助金の臨時福祉給付費給付事業費補助金を充当いたします。

２目老人福祉費、後期高齢者医療制度運営経費426万5,000円の減額補正であります。平成28年度療養給付費負担金の精算による減額でございます。財源は一般財源の減額となります。

（２）後期高齢者医療事業特別会計操出金30万3,000円の減額であります。広域連合に対する保険料軽減分の負担金につきましては、平成29年４月１日現在の被保険者数による軽減対象が確定したことにより77万2,786円の増、広域連合に対する運営費の負担金につきましては、当初決定及び平成28年度市町村事務費負担金の精算により107万6,000円の減で、合わせて30万3,000円の減額となります。財源は道支出金として保険基盤安定負担金58万円が増額交付されることに伴い、一般財源は88万3,000円の減額となります。

次に、３目身体障害者福祉費、（１）障害者自立支援給付経費、5,962万2,000円の増額計上であります。需用費、消耗品費４万7,000円につきましては、ヘルプマークを購入するものでございます。ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が着用することで周囲の方に配慮を必要としていることをお知らせすることを目的とし個人に配布するもので、このたび北海道より53個の割り当てがありましたが、希望者が今後相当数見込まれるため、町において300個を購入するものでございます。

扶助費については当初予算での見込みに対し、利用者や利用回数が増加したことなどにより、不足が生じるためこれを増額補正するものでございます。療養介護医療費が24万1,000円の増、障害者

介護給付費が1,855万4,000円の増、児童デイサービス等給付費が105万9,000円の増、障害者施設訓練等給付費が3,642万6,000円の増、身体障害者（児）補装具費支給が329万5,000円の増となっております。財源は国費が2,979万円、道費が1,489万6,000円、一般財源が1,493万6,000円を充当いたします。

次に（２）地域生活支援事業経費129万6,000円の計上であります。障害者福祉システム改修業務委託料でございますが、平成30年9月施行の障害者総合福祉法及び児童福祉法の改正などに伴い、障害者福祉システムの受付、台帳、帳票、国保連電送、データ抽出、報酬単価などの機能の改修を行うものでございます。財源は国庫支出金の地域生活支援事業補助金が事業費の2分の1として64万8,000円交付され、残りは一般財源を充てます。

次のページです。6目総合福祉センター、（１）総合保健福祉センター管理運営経費196万円の計上であります。修繕料でございますが、総合保健福祉センターは建設から22年が経過し、老朽化により施設内のさまざまな設備、器具等が故障し円滑な施設管理に支障をきたしていることから、緊急修繕を行うため修繕費の増額を行うものでございます。修繕内容といたしましては、電気設備関係では非常照明器具取り換えなど18カ所で71万2,800円、避難誘導灯等取り換え3台で23万9,760円、ポンプ配管設備関係ではデイサービスセンター浴槽ポンプ取り付けなど5カ所19万6,020円、配管設備関係ではろ過機メカニカルシール取り換えなど9カ所42万5,736円、屋根補修では排水ドレン周り防水補修で8万7,912円、暖房器具では温水暖房配管及び減圧弁修理で29万7,000円でございます。財源は一般財源となります。

次に、（２）総合保健福祉センターボイラー更新事業1,960万2,000円の計上であります。当センターのボイラーは現在給湯・暖房・床暖房及びロードヒーティングの用途で運転しておりますが、1995年製で製造から22年が経過しており、これまでは故障の都度、部品の交換や修繕を繰り返してきておりました。しかし11月から暖房の温度が上がらず、調査の結果加熱交換機の劣化が激しく能力の低下が顕著であり、また給湯用の熱交換器の一部に穴が開いているなど、大規模な緊急修繕を行う必要があることが判明いたしました。このため、ボイラーの耐用年数や今後の膨大な修繕費と町民への影響を考慮し、現ボイラーの使用は限界と判断し、このたび更新するものであり、併せてボイラー室へ屋外から入るドアが腐食等により開閉に支障をきたしていることからこれを取り換えるものであります。財源は町債の一般事業債として事業費の75%、1,470万円を充当し、残りの490万2,000円が一般財源となります。

次に8目アイヌ施策推進費、（１）民族共生象徴空間整備促進・活性化事業208万1,000円の計上でございます。今回の補正予算は2020年の民族共生象徴空間の開設を見据え、北海道において官民応援ネットワークを中心に、アイヌ文化の情報発信に努め、機運醸成活動を展開している中において、地元アイヌの方々を中心となり、象徴空間の運営に具体的にかかわり地域の活性化を図るべく検討を進めるため、平成29年度地域づくり総合交付金を活用し、ハワイオアフ島にあるハワイの先住民の施設であるポリネシア文化センターの運営と地域連携についての調査及び視察を実施するものでございます。参加人員であります。町から町長ほか1名分を旅費として計上し、その他アイヌ協会が主体的にかかわる関係者の6名分の経費を白老アイヌ協会に対する補助金として計上するものでございます。なお、このたびの調査及び視察は、北海道が来年1月26日から1月29日の期間に

において実施する民族共生象徴空間リンクージ事業に共同参加し実施するものでございます。財源は道支出金の地域づくり総合交付金100万円を充当し、残りの108万1,000円は一般財源でございます。

次に、(2) 象徴空間周辺整備事業4,488万円の増額計上であります。民族共生象徴空間の運営主体として指定されたアイヌ文化振興・研究推進機構が、平成30年4月1日より開設準備活動に着手することに伴い、平成27年度をもって閉校した旧社台小学校の校舎を活用することで協議を終えていることから、必要な改修工事費を計上するものであります。役務費の手数料は、学校から体育館への用途変更の確認申請手数料、工事請負費の施設整備工事費3,264万9,000円は、国が必要とする暖房器の整備、内装や排煙の整備、エアコンや照明の設置及び誘導灯の整備などであり、維持補修工事の1,219万4,000円は白老町が貸主として負担する工事で体育館温風暖房取り換え、消火ポンプ取り換え、水回り点検などでございます。財源は全額財政調整基金の土地売り払い分を取り崩して充当いたしますが、国が必要とする施設工事分全額を平成30年度から2カ年で、貸付料に上乗せして支払われることとなっております。白老町負担工事分は同じく財政調整基金から繰り入れますが、平成30年度から2カ年の土地及び施設貸付料が約1,800万円となり、この財源から充てる考えでございます。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、(1) 子育てふれあいセンター管理運営経費11万3,000円の計上であります。ファミリーサポートセンターの利用件数が当初見込みより増加していることから、不足分として11万3,000円を補正予算するものであります。財源は一般財源でございます。

(2) 放課後児童対策経費78万9,000円の増額補正であります。児童クラブの入会者の増加や支援が必要な児童の入会のため、白老第1、萩野及び竹浦のクラブにおいて短期ではありますが指導員を増員する必要があることから、不足分の賃金を増額補正するものでございます。財源は国庫支出金、道支出金、それぞれ事業費の3分の1の26万2,000円が交付され、残りは一般財源でございます。

2 目児童措置費、(1) 児童手当給付費10万7,000円の計上であります。次のページをお開きください。平成28年度児童手当交付金の精算に伴い、児童数の減少があったことから国庫支出金等の返還が生じるものであります。財源は一般財源です。

次に、4 目児童福祉施設費、(1) 町立保育園運営経費313万3,000円の計上であります。臨時職員の賃金でございます。臨時職員の賃金の増額計上でございますが、臨時保育士について、配慮を要する児童への対応及び障がい児の加配保育士を短期であります3名増員する必要から、不足分の272万円を増額します。さらに清掃員の最低賃金改正による単価見直し、及び調理員の賃金不足などで41万3,000円の増額、合わせて313万3,000円の増額でございます。財源は一般財源となります。

続きまして、4 款環境衛生費、1 項環境衛生費、1 目地域保健費、(1) 未熟児養育医療給付事業経費12万円の計上であります。平成28年度の国庫負担金の精算に伴い、受給者の減があったことから国庫支出金等の返還が生じるものであります。財源は一般財源であります。

6 款農林水産費、2 項林業費、2 目白老ふるさと2000年ポロトの森管理費、(1) 白老ふるさと2000年ポロトの森管理経費98,000円の計上であります。ポロト休養林キャンプ場トイレの水漏れが発生し、小便器の自動フラッシュバルブ等の交換が必要なことから、修繕費等の不足分を計上するものであります。財源は一般財源になります。

8 款土木費、4 項港湾費、2 目港湾建設費、(1) 港湾機能施設整備事業特別会計操出金281万1,000

円の減額補正であります。港湾機能施設整備事業特別会計において、港湾施設使用料及び土地貸付収入の増、並びに消費税の確定による公課費の減額により一般会計からの操出金を減額するものであります。一般財源の減額となっております。

次に、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、(1)消防活動経費40万3,000円の計上であります。燃料費につきましては出動回数の増加による不足分の計上であります。修繕料は救助工作車のメタルハイライド投光器の手動式昇降装置が故障したことから修理に要する経費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。

(2)常備消防施設維持管理経費18万4,000円の計上であります。中央公民館及び萩野分団詰め所に設置しているデジタル無線設備、無停電電源装置のバッテリーが老朽化のため不調であることから、これら2台分を交換するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

4目災害対策費、(1)防災行政無線(同報系)施設管理費304万6,000円の計上であります。北吉原本町8区町内会の防災行政無線(同報系)機器が9月の雷により不具合が生じたことから、これを更新するための経費の計上であります。なお、更新機器は機器の特殊性から修繕することができないため、町内会と協議しながら代替えの伝達手法等を講じているところでございます。財源は一般財源になります。

次のページです。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、(1)公民館管理運営経費112万4,000円の計上であります。本年9月25日に萩野公民館物品庫内において火災が発生し、原因については特定に至りませんでした。棚部分から出火し内部が延焼したことから、断熱材全面吹き替えやアルミドア取り換えなどの復旧工事を実施するものであります。財源は全額建物共済保険料を充当いたします。

次に11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、(1)河川災害復旧事業費600万円の計上であります。平成29年9月17日から18日の台風18号による豪雨のため、平成26年債で施工した飛生川の護岸一部が被災をしたことから護岸を復旧し、堤内地への浸水による土砂流出を防止するものでございます。工事内容は護岸の復旧で、延長10メートル、面積76.8平方メートルであります。財源は単独災害として全額災害復旧事業債を充当いたします。

次に13款給与費、1項給与費、1目給与費、(1)職員等人件費887万4,000円の計上であります。議員報酬等の増額補正でご説明したとおり、平成29年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正により、一般職については給料を平均0.2%引き上げるとともに勤勉手当を0.1か月分引き上げること。また、特別職については期末手当0.1か月分を引き上げることから、これに必要な給料及び職員手当等を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページになります。14款諸支出金、1項諸支出金、1目基金管理費、(1)各種基金積立金2,132万6,000円の計上であります。財政町政基金積立金1,195万2,000円は、詳細は歳入のところで説明いたしますが、旧ポロト温泉にかかる土地及び温泉権の売り払いによる財産収入として5,683万2,000円を計上し、これを全額積み立てるものであります。旧社台小学校の改修工事に充てるため4,488万円取り崩すため、差し引いた1,195万2,000円を積み立てるものでございます。これにより財政町政基金積立金の残高は約8億6,900万円、うち土地等売り払い分は1億4,700万円と見込んでおります。

次に、文化振興基金2万円でございます。ミュージックオフィス宮澤の宮澤和史様より文化振興資金として指定寄附があり、これを積み立てるものであります。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金266万2,000円は、交付金の確定による追加交付があったことからこれを全額積み立てるものでございます。

次に、ふるさとGENKI応援寄付金基金積立金669万2,000円は、ふるさと納税の8月から10月までの3カ月分の指定寄附金1,337万572円のうち、おおむね2分の1の669万2,000円を積み立てるものであります。なお、ふるさと納税は11月末現在で2億381万5,000円、去年同期との比較で926万円の増となっております。

以上で歳出の説明を終了させていただき、続きまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きください。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入につきましては、温泉事業用地として売却するもので、所在は若草町1丁目1018番1ほか8,980平方メートル、単価は鑑定評価により1平方メートル当たり3,250円で2,918万5,000円と温泉所在地の若草町1丁目661番に、面積430平方メートル、単価は同じく3,250円で139万7,500円、合計3,058万2,500円となります。

次に5目権利売払収入の1節温泉権利売払収入は、町が株式会社白老振興公社から買い戻した金額2,625万円と同額で温泉事業者に売却するものであります。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金2,307万4,000円でございます。歳入総額に対しまして歳入の不足分として2,307万4,000円を計上するもので、臨時財政対策債の減額分7,008万4,000円の整理につきましては3月会議で整理するものといたしまして、現段階での繰越金の留保額は5,802万5,000円となるものであります。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関する質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 歳出の15ページの地域おこし協力隊活用事業についてお伺いしたいのですが、今回1名途中で辞められるという話でした。当初予定していた次期の隊員の説明をしていただきたいのです。

○副議長（前田博之君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 継続隊員につきましては、1名が本年3月末をもって退任ということで、4名で当初予算を組んでおりましたので1名分を減額ということになります。新規隊員につきましては4名を募集する予定で4名分の経費を当初予算で見えておりましたが、実際は1名の採用ということになったものですから3名分、合わせて4名分の減額ということでございます。

○副議長（前田博之君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 3月で辞められた方、本来は期間を全うして辞められるのではなくて、途中でやめられたという形になるのでしょうか。

それと、地域おこし協力隊4名を募集している中で1名しか採用にならなかったというか、本来であればまちとして、この事業の目的としてしっかりと人材の確保をしながら、今後の白老町の活

性化につなげていきたいという思いはあると思うのだけれど、その辺の原因については、予想されるもの、考えられることを説明していただきたいと思います。

○副議長（前田博之君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） ことしの3月に退任された方ですけれども、こちらについては地域おこし活動隊としての活動は3年間まではできるという仕組みになってございまして、そのあと起業なり地域で活動してもらおうとなっているのですが、その方は、いろいろ事情がありましてほかの部分で活動したいという部分もありまして、ことし3月で辞めています。

今回の採用は、新規4名で予定していたのですけれども、結果的には1人です。中身については、実際には募集活動をしまして7名の方が応募していただいているのですが、諸条件が合わないだとか、今後の見込みが立たないというようなことなどもあって、実際の採用に至ったというのが1人というような状況です。

○副議長（前田博之君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議の2—1をお開きください。議案第2号でございます。平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,080万5,000円とする補正でございます。

続きまして、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、(1) 国保運営経費178万8,000円の増額補正であります。これにつきましては、平成30年度から国保事業が都道府県の単位化となることから、市町村と国保連合会が連携するための既存システムの改修などに伴うものでございます。内容といたしましては委託料のうち保守点検委託料については、次期国保総合システムのパソコンの保守点検業務委託料で今回新規計上するのでございます。電算関係委託料のシステム改修委託料については、改修業務の追加等により増額するものでございます。国保集約システム連携構築業務委託料につきましては、国保連合会とデータ連携が必要となることから、そのシステムを構築するための委託料で今回新規に計上するものでございます。続いて、使用料につきましてはデータ連携業務にかかる使用料を計上するものでございます。備品購入費につきましては、国保連合会とのデータ連携用パソコン1台の新規購入でございます。負担金につきましては、国保事業報告システム構築負担金の負担額が決定したことによる新規計上でございます。この財源につきましては、国庫支出金の制度関連業務準備事業補助金と道支出金の調整交付金を全額充てるものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付金につきましては、財源振替でございます。歳出の29年度の後期高齢者事務費の最終決定に伴って、国庫支出金と一般財源の調整でございます。

続きまして、8ページでございます。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、(1)後期高齢者支援金145万5,000円の減額でございます。これにつきましては、後期高齢者支援金の平成29年度概算支払額等が確定したことによる減額でございます。財源につきましては国庫支出金の減額調整でございます。

続きまして、2目後期高齢者事務費拠出金、(1)後期高齢者事務費拠出金2,000円の減額でございます。拠出金の平成29年度概算額が確定したことによる減額でございます。財源については一般財源の減額調整でございます。

次に、6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、(1)介護納付金104万9,000円の減額補正でございます。平成29年度概算支払額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては国庫支出金の減額調整でございます。

歳入、4ページに戻ります。歳入についてでございますが、先ほど歳出のほうで説明させていただきましましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

次に、日程第3、議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議の3—1をお開きください。議案第3号でございます。平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,908万6,000円とする補正でございます。

続きまして、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の6ページの歳出から説明させていただきます。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金、(1)広域連合負担金30万3,000円の減額補正でございます。内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金については平成29年度後期高齢者医療保険料の軽減額の確定による精算で77万3,000円の増額でございます。

次に、後期高齢者医療事務負担金は平成28年度分の事務費の確定などによって107万6,000円の減額でございます。財源につきましては一般化会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に歳入でございます。4ページにお戻りください。歳入につきましては先ほどの歳出でもご説

明いたしましたが、一般会計からの繰入金の事務費分が107万6,000円の減額になりまして、保険基盤安定分で77万3,000円を増額して、合わせて30万3,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

次に、日程第4、議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

藤澤港湾室長。

○経済振興課港湾室長（藤澤文一君） 議の4—1をお開きください。議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ90万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,268万1,000円とするものであります。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書については歳出からご説明申し上げますので8ページをお開きください。

1款港湾機能施設運営費、1項港湾機能施設運営費、1目港湾機能施設運営費、(1)港湾機能施設運営経費63万9,000円の減でございます。光熱水費64万7,000円の増につきましては、公共上屋の電気料の不足分1万4,000円でございます。昨年の台風により被災いたしました西ふ頭の災害復旧工事に大量の水道水を要することから、水道料の不足分63万3,000円を見込んでございます。27節公課費、その他公課費の128万6,000円の減につきましては、平成28年度分の消費税の確定申告により減額となったものでございます。

続きまして、2款公債費、1項交際費、1目元金、(1)元金償還費3,000円の増でございます。23節償還金、利子及び割引料の償還金につきましては長期債元金償還金の不足分でございます。2目利子、(1)利子償還金26万6,000円の減額でございます。23節償還金、利子及び割引料の利子につきましては、長期債利子償還金の整理による減額でございます。

次、4ページにお戻りいただきたいと思えます。歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目港湾使用料57万7,000円の増額でございます。2節港湾施設使用料、船舶給水施設使用料については歳出でご説明いたしました西ふ頭の災害復旧工事の実施により使用料を増額するものでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入77万9,000円の増額でございます。1節土地貸付収入につきましては、海岸災害復旧工事等によるふ頭用地のブロック製作ヤードの利用がふえた分でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金281万1,000円の減額でございます。1節他会計繰入

金については、他の歳入科目の増額に伴いまして一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次、5ページです。5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金55万3,000円の増額でございます。1節消費税還付金については、平成28年度に中間納付いたしました分から還付が生じたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

次に、日程第5、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議5-1、議案第5号であります。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。今回の改正につきましては、第1条という改正と、後ほど説明します議5-12を開いていただきたいのですが、2条ということで2つの改正条文に基づいて改正をしているという条例改正ですが、施行日が異なるということでこのような改正をさせていただいております。

最初に、議案説明のほうで内容をご説明いたします。職員の給与に関する条例の一部改正について、平成29年8月8日人事院は、官民給与の格差是正をするため国家公務員にかかる給与の改定を行う必要があるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.10月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施するとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月から官民の年間給与を均衡させる観点から、平成30年1月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容を議案説明で説明をさせていただきたいと思っております。議5-25の次のページをお開きください。議案第5号から第7号の説明資料を付けてございます。これで説明をさせていただきますが、職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。

平成29年の人事院勧告のポイントでございます。月例給、ボーナスともに引き上げでございます。

①民間企業との格差（0.15%）を埋めるため、平均改定率0.2%の給与表の水準引き上げでございます。②ボーナスを0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分をするというものでございます。

次に、給与制度の総合的見直しであります。①給与制度の総合的見直しにおける国家公務員の業務調整手当の引き上げです。町職員は該当いたしません。②月額給与の経過措置（現給保障）を廃止するものであります。町職員は一部該当いたします。③若年層を中心に平成27年1月1日に抑制された昇給を回復させるものです。町職員は該当いたしません。

以上の給与に関する勧告によりまして、1、給料表の改正を行うものであります。①行政職給料表ですが、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、採用職員の初任給について1,000円引き上げ。若年層の職員についても同程度の改定を行います。その他は、それぞれ400円の引き上げを基

本に改定するものであります。再任用職員についても、400円の引き上げとなります。改定率は0.2%となります。②その他の給料表の医療職給料表（二）及び（三）についても、行政職給料表との均衡を基本に改定するものであります。

2、期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改正であります。①年間の支給月数を4.3月分から4.4月分へ0.1月分引き上げるものであります。②引き上げ分は勤勉手当に配分する改正を行います。③本年度の0.1月分の引き上げは、12月期の勤勉手当に配分します。平成30年度は、6月と12月の勤勉手当に均等に配分することになります。④再任用職員については0.05月分の引き上げとなりますが、支給方法等は一般職の職員と同様の取り扱いになります。これらの支給月数の改正については、下の表のとおりであります。

3、月額給与の経過措置（現給保障）の廃止であります。国家公務員の給与は、給与制度の総合的見直しにより、平成27年4月から3年間で俸給表（給料表）の見直しや本府省業務調整手当の創設などが行われました。その見直しの中で、55歳を超える職員（行政職給料表（一）6級相当以上）の給料の1.5%削減、俸給（給料）水準の引き下げが行われました。国ではこの俸給（給料）水準の引き下げの激変緩和として現給を保障する経過措置が平成30年3月31日まで行うこととされています。本町の職員の場合は、この月額給料については現給保障をするという経過措置は設けておりません。そのまま引き下げたという状況にあります。引き下げた額に対して、給料削減の削減率を調整して支給しているという状況でございます。ただし、ボーナスの算定の基礎となる給料額は経過措置を設けていることから、平成30年3月31日をもって廃止されるということになります。

4、実施時期であります。①給料表の改定であります。平成29年4月1日にさかのぼって適用いたします。②期末・勤勉手当の改定ですが、平成29年12月支給分の勤勉手当について0.1月分引き上げるものであります。これもさかのぼって適用いたします。また、平成30年度分の改定は平成30年4月1日の適用という形になります。③差額の支給ですが、期末勤勉手当の遡及適用による差額は平成30年1月給与支給日に合わせて支給するという形になります。④経過措置の廃止ですが、これは先ほど話したとおり平成30年3月31日で廃止するという形になります。これらの施行日につきましては、この一部改正条例の附則第1項、第2項及び第3項に条文を分けて整備をさせていただいております。附則の朗読は省略させていただきます。

5、改定による影響見込みとありますが、職員は全会計で給料が147万3,000円、期末勤勉手当が990万円、その他の手当8万7,000円、合計1,146万円ということになります。理事者につきましては32万5,000円でございます。議会議員の皆さんについては35万4,000円という形で試算をさせていただきます。このたびの補正予算案について一般会計の職員分と理事者並びに議員の皆さんの所要の額は提案をさせていただいております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関しての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

次に、日程第6、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議6—1、議案第6号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明のほうで説明をさせていただきます。議6—3をお開きください。議案説明、本年8月8日人事院は、官民格差等に基づき、国家公務員にかかる給与等の改定を行うよう勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、平成29年度の期末手当は、0.1月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成30年度以降の期末手当は、0.1月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ0.05月分ずつ配分するものでございます。

先ほど議案第5号の説明資料でご説明したとおりであります。新旧対照表についてご説明いたします。改正後の欄をごらんいただきたいと思います。改正後の第4条の第2項でございます。6月に支給する分は100分の212.5、12月に支給する分は100分の227.5、これは平成30年の6月、12月分の支給月数という形にして改正してございます。平成29年の12月支給の月数ということになるのですが、これは議6—1のほうに戻っていただきますが、附則のほうに書かれてございます。読ませていただきます。1、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。2、平成29年度に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。という規定を置いておきまして、12月に支給する分につきましては、「100分の232.5」を支給することになります。次のページの3、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例による期末手当の内払とみなして差額を支給するということになりまして、先ほど説明したとおり1月の給料でこの分を支給させていただきたいと考えております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関しての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

次に、日程第7、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議7—1、議案第7号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。最初に議案説明であります。議7—1をお開きください。本年8月8日人事院は官民給与格差等に基づき、国家公務委

員にかかる給与等の改定を行うよう勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、平成29年度の期末手当は、0.1月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成30年度以降の期末手当は、0.1月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ0.05月分ずつ配分するものであります。先ほど議案第6号の説明資料でご説明した内容と同様でございますので、新旧対照表、附則についての説明は省略させていただきたいと思っております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

次に、日程第8、議案第8号 白老町企業立地の促進にかかる固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 議案第8号 白老町企業立地の促進にかかる固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。条文の朗読については省略させていただきます。

議8—2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は施行前にこの条例により改正前の白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例第1条の規定による企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第3項の規定による承認（旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画については、なおその効力を有するものとし、当該企業立地計画に従って設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正）

3 白老町企業等立地促進条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第3条第1号の助成の項中「白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を「白老町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に改める。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の白老町企業等立地促進条例第6条の規定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定に基づき固定資産税の課税免除を受けた者に適用し、旧法の規定に基づ

き固定資産税の課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

続きまして、議8—3をお開きください。議案説明でございます。企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部改正に伴い、地域経済牽引事業に供する施設の設置した事業者に対する固定資産税について課税免除の措置等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表であります。今回の改正につきましては、この法律の一部改正に伴い文言の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第8号の説明資料をごらん願います。法律の改正概要についてご説明させていただきます。1点目につきましては、法律改正の背景でございます。旧法につきましては経済の自立的発展の強化を図ることを目的としておりましたが、成立から10年が経過しまして社会構造や産業構造の変化が見られております。そのため地域の資源や特色、強みを生かし地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的に改正されたものでございます。

続きまして2点目の新法と旧法の比較でございます。1. 目的・ねらいにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。2. 課税免除対象要件でございますが、旧法は業種を製造業から自然科学研究所まで6業種として、取得価格を2億円としておりましたが、新法では業種を限定せず、取得価格を1億円以上に緩和してございます。例としてお示ししておりますのは、国とから例示されております成長分野でございます。3. 主な支援措置でございますが、新法では新たに規制の特例措置としまして、農地転用許可、開発許可に係る配慮がされていること。財産・金融面での支援としまして、補助事業の活用ができること。情報に関する支援措置としまして、国が収集したビッグデータシステムでありますRESAS等の活用ができることが追加されております。

続きまして2ページ目、3. 経過措置でございますが、①都道府県・市町村が作成する基本計画につきましては、改正法の施行前に同意された基本計画については、改正法施行後もその効力を有します。また、改正法施行後の新規変更計画は同意されないこととなっております。②事業者が作成します企業立地計画・事業高度化計画につきましては、改正法の施行前に承認された計画は、改正法施行後もその効力は有します。また、改正法施行前に申請され、施行時に承認されていない計画は、従前のとおり取り扱われることとなります。さらに、変更申請と特例措置についても、従前のとおり取り扱われることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

次に、日程第9、議案第9号 工事請負契約の締結について、（平成29年度施行バンノ沢川砂防工（第2支浜））の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議9—1をお開きください。工事請負契約の締結についてございま

す。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的は、平成29年度施行バンノ沢川砂防工（第2支溪）でございます。契約の方法は制限付き一般競争入札。3、契約金額は8,100万円。4、契約の相手方は、道南総合・田中特定建設工事共同企業体、代表者道南総合土建株式会社、構成員株式会社田中組。5、契約保証金は白老町契約に関する規則第35条の規定により免除とするものでございます。

続きまして入札の経過をご説明いたします。去る10月17日に、白老町告示第8号による制限付き一般競争入札の広告を行い、10月18日から10月30日まで入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。その結果、1つ目として、道南総合・田中、2つ目、丸幸鈴木・長谷川、3つ目、川田・岩崎・玉井の3特定建設工事共同企業体の参加申し込みがありまして、11月28日に入札を行ったところでございます。落札者は、道南総合・田中特定建設工事共同企業体でございます。落札率でございますが、予定価格8,350万5,600円に対し、落札額が8,100万円でございますので、落札率96.9%でございます。また、議9-2の議案説明の工事内容及び資料関係につきましては、建設課長のほうから説明をいたします。

○副議長（前田博之君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 議9-2をお開きください。今回の工事の説明でございます。場所としましては、白老町字白老782番1、白老駐屯地内でございます。完成期限といたしましては、平成30年10月31日でございます。工事の概要であります。今回は砂防堰提工を1基、流路工1カ所を工事するものでございます。場所につきましては西バンノ沢になります。次のページに場所が載っておりますけれども、この西バンノ沢川に土砂の流出を抑制する事業として今回やらせていただくものでございます。平成29年度では、西バンノ沢川の2支溪のところを工事するというような内容になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案9号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣言

○副議長（前田博之君） 以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時14分）